

マニライフ・カナダ株式ファンド

商品概要

商品分類	追加型投信／海外／株式	設定日	2009年2月23日
決算日	原則、毎年1、4、7、10月の各15日(休業日の場合翌営業日)(※)	信託期間	無期限

※2010年10月15日より、年4回決算に変更いたしました。

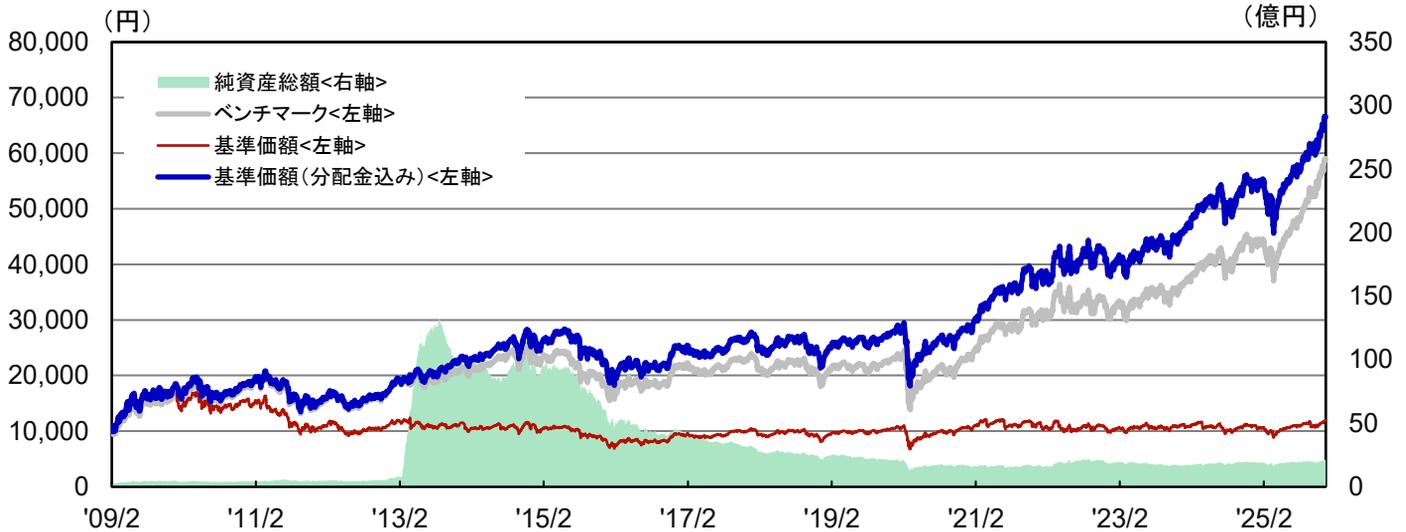
運用実績

■ファンドの現況

基準価額 **11,845円** (前月末比 **+504円**)

純資産総額 **21.1億円**

■設定来の基準価額及び純資産総額の推移



※基準価額、基準価額(分配金込み)は、信託報酬等(5頁をご覧ください)控除後の値です。※基準価額(分配金込み)は、税引き前分配金を全額再投資したものと計算しています。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。※2013年1月15日付でベンチマークを変更したことに伴い、ベンチマークは設定日から2013年1月14日まではS&Pトント株価指数、2013年1月15日以降はS&Pトント総合指数の運用実績(円換算ベース)を連続させて算出しています。また、ベンチマークは設定日の前営業日を10,000として指数化して算出しています。

■期間別騰落率

期間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1年	3年	設定来
ファンド	4.44%	11.78%	21.05%	21.75%	71.72%	564.35%
ベンチマーク	4.74%	13.78%	29.23%	33.94%	91.13%	487.58%

※ファンドの騰落率は基準価額(分配金込み)をもとに算出しています。基準価額(分配金込み)は、税引き前分配金を全額再投資したものと計算しています。※2013年1月15日付でベンチマークを変更したことに伴い、ベンチマークの騰落率は、設定日から2013年1月14日まではS&Pトント株価指数、2013年1月15日以降はS&Pトント総合指数の運用実績(円換算ベース)を連続させて算出しています。また、ベンチマークは基準価額との関連を考慮して、作成基準日及び応答日の前営業日の値を用いています。※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

■分配実績(1万口当たり、税引き前)

設定来合計	20,600円							
決算期	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期	第53期	第54期
	2022年1月	2022年4月	2022年7月	2022年10月	2023年1月	2023年4月	2023年7月	2023年10月
分配金	700円	1,000円	0円	0円	0円	0円	600円	0円
決算期	第55期	第56期	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
	2024年1月	2024年4月	2024年7月	2024年10月	2025年1月	2025年4月	2025年7月	2025年10月
分配金	600円	1,000円	500円	0円	400円	0円	100円	800円

※分配実績は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆または保証するものではありません。分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

※上記実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

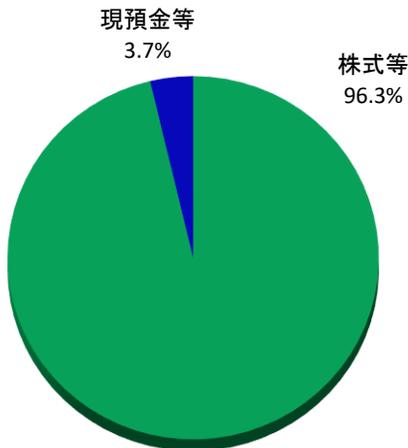
最終頁の『ご留意いただきたい事項』を必ずご覧ください。

マニライフ・カナダ株式ファンド

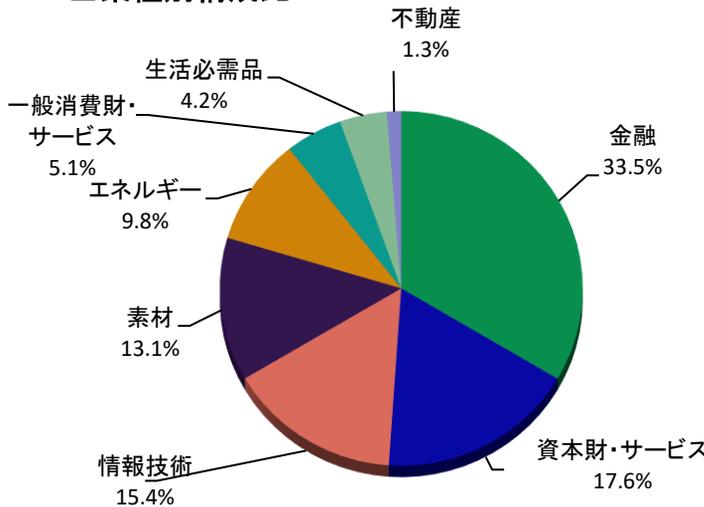
ポートフォリオの状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

■資産別構成比



■業種別構成比



※資産別構成比、業種別構成比は数値を四捨五入しているため、合計値が100%にならないことがあります。※資産別構成比は純資産総額に対する比率です。※業種別構成比は現物株式評価額に対する比率です。また、業種は、GICS(世界産業分類基準)に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。

組入上位10銘柄

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドのポートフォリオの状況を記載しています。

(組入数 45 銘柄)

順位	銘柄名	業種	組入比率
1	ロイヤル・バンク・オブ・カナダ	金融	7.8%
2	ショッピファイ	情報技術	6.7%
3	トロント・ドミニオン銀行	金融	6.1%
4	モントリオール銀行	金融	3.8%
5	アグニコ・イーグル・マインズ	素材	3.5%
6	カナディアン・パシフィック・カンザス・シティ	資本財・サービス	3.4%
7	ノバスコシア銀行	金融	3.1%
8	パリック・マイニング	素材	3.1%
9	アリマントシオン・クシュタール	生活必需品	3.0%
10	コンステレーション・ソフトウェア	情報技術	2.9%

※業種は、GICS(世界産業分類基準)に準じて分類していますが、一部当社の判断に基づいて分類することがあります。
 ※組入比率は純資産総額に対する比率です。
 ※当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社が特定の有価証券等の取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。
 また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。

運用コメント

当月のカナダ株式市場は上昇しました。金価格の高騰を受けて上昇した素材株や、カナダの主要銀行が好決算を発表したことを受けて金融株が堅調だったことなどが、上昇要因となりました。

主要セクターでは、「金融」、「素材」が上昇した一方、「エネルギー」が下落しました。その他のセクターでは、「ヘルスケア」、「一般消費財・サービス」、「資本財・サービス」などが上昇した一方、「公益事業」、「コミュニケーション・サービス」などが下落しました。

外国為替市場では、カナダドルは対円で上昇(円安カナダドル高)しました。

当ファンドは、今後も長期的な視点で、成長が見込める銘柄を選択する投資方針を継続します。

※カナダ株式市場はS&Pトント総合指数および業種別指数の騰落率(カナダドルベース)※出所:ブルームバーグ
 ※当資料に記載された見解・見通し・運用方針は作成時点における当社の見解等であり、将来の経済・市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。

マニユライフ・カナダ株式ファンド

ファンドの特色 (詳細は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。)

1 カナダ株式を主な投資対象とします。

- ◆ 主として、マニユライフ・カナダ株式マザーファンド受益証券への投資を通じて、カナダの金融商品取引所に上場、または店頭売買金融商品市場に登録されている株式(DR(預託証券)を含みます。)に投資します。
 - ◆ S&Pトント総合指数をベンチマークとし、ベンチマークを上回る投資成果をめざします。
 - ◆ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - ◆ 当ファンドは「ファミリーファンド方式」(*)により運用を行います。
- ※「ファミリーファンド方式」とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。

2 3か月ごとに決算を行い、年4回分配を行うことをめざします。

- ◆ 毎年1、4、7、10月の各15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。
 - ◆ 株式の売買益(評価益を含みます。)と配当収入を収益分配の原資とします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。
※分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。

3 マザーファンドの運用にあたっては、マニユライフ・インベストメント・マネジメント・リミテッドに運用指図に関する権限の一部を委託します。

- ◆ マニユライフ・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、グローバル金融サービスを提供するマニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション傘下の資産運用会社です。

※資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの主なリスク (詳細は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。)

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額はその影響を受け変動します。

投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されているものではありません。また、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。

主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、一般に発行企業の業績・財務状況、株式市場の需給、国際的な政治・経済情勢等の影響を受け変動します。組入株式の価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行企業の財務状況の悪化・倒産やその可能性が予想される場合には、損失が生じたり投資資金が回収できなくなる場合があります。
為替変動リスク	ファンドが実質的に投資している外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に変動した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

最終頁の『ご留意いただきたい事項』を必ずご覧ください。

マニライフ・カナダ株式ファンド

収益分配金に関する留意事項

投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係(イメージ)

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

- 期中収益に該当する部分：①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
- 期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金 ④収益調整金

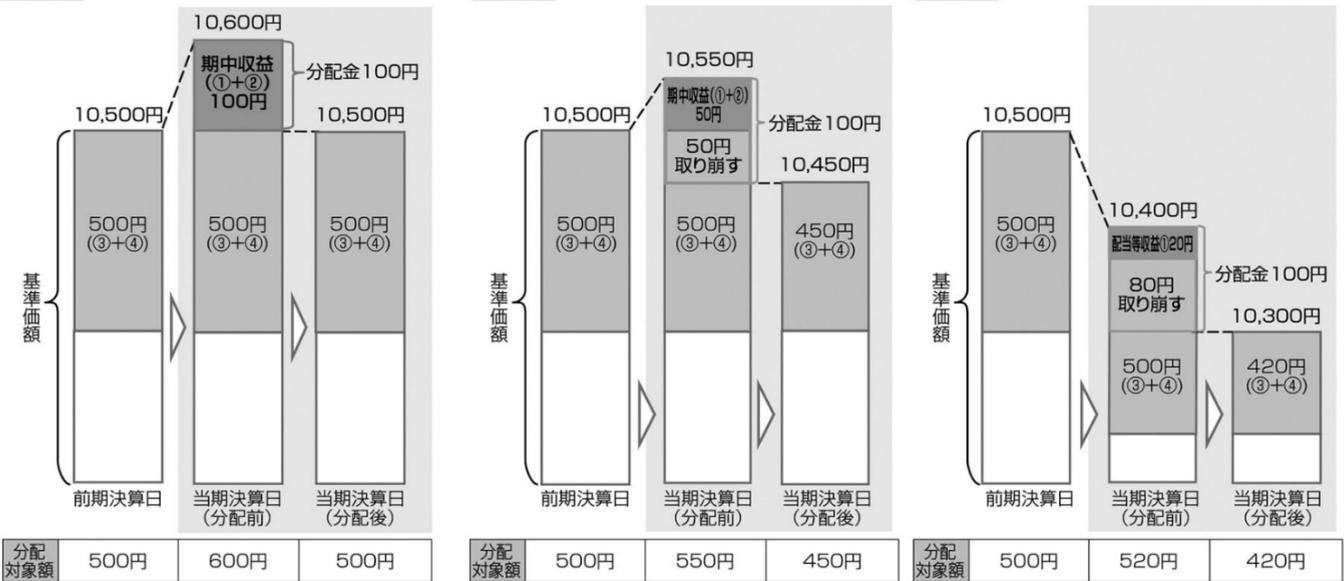
(1) 計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

(2) 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA

ケースB 前期決算日から基準価額が上昇した場合

ケースC 前期決算日から基準価額が下落した場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、以下の通りとなります。

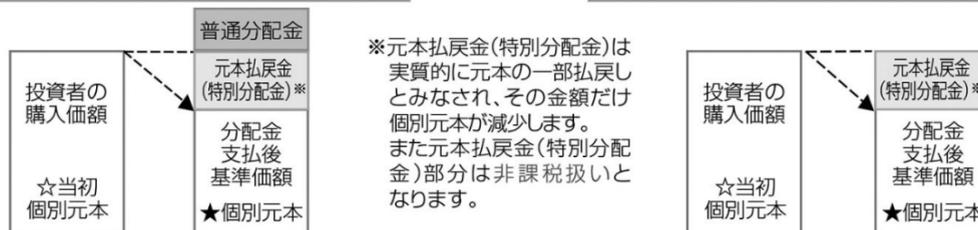
- ケースA: 分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差0円=100円
- ケースB: 分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
- ケースC: 分配金受取額100円+当期決算日(分配後)と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。(詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお申込みの販売会社にお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位とします。(詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の解約価額(解約価額＝基準価額－信託財産留保額)とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込不可日	●トロント証券取引所休業日 ●トロントの銀行休業日 ※詳しい申込不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。
申込締切時間	原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口換金については、委託会社の判断により換金金額や換金受付時間に制限を設ける場合があります。
信託期間	原則として、無期限です。(2009年2月23日設定)
決算日	毎年1月、4月、7月および10月の各15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。収益分配額は委託会社が基準価額の水準・市況動向等を勘案して決定します。(販売会社によっては分配金の再投資が可能です。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。) ※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。 ※分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。

※その他の事項については、投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。

手数料・費用等
【購入時に直接ご負担いただく費用】

購入時手数料 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、**3.30%(税抜3.0%)**を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

【換金時に直接ご負担いただく費用】

信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して**0.20%**を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。

【保有期間中に間接的にご負担いただく費用】

運用管理費用(信託報酬) 毎日のファンドの純資産総額に**年率1.9470%(税抜1.77%)**を乗じて得た額とします。
・ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

その他の費用・手数料 法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して**年率0.2%(税込)**を上限として合理的に見積もった額が毎日計上され、ファンドから支払われます。組入る有価証券等の売買にかかる売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからご負担いただきます。これらの費用は、運用状況、保有期間等により変動するため、事前に料率、上限額等を記載することができません。

ファンドの費用の合計額については、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に合計額または上限額あるいは計算方法を記載できません。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

委託会社ならびにファンドの関係法人

委託会社	マニライフ・インベストメント・マネジメント株式会社〔運用・設定等〕 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第433号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
受託会社	三井住友信託銀行株式会社〔信託財産の管理等〕
販売会社	次頁の販売会社一覧をご覧ください。〔受益権の募集の取扱い等〕 ※目論見書は販売会社でお受け取りいただけます。
運用権限の委託先会社	マニライフ・インベストメント・マネジメント・リミテッド〔投資運用業等〕

販売会社一覧

販売会社名	登録番号等	加入協会
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第24号	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第32号	日本証券業協会
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
PayPay銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
スルガ銀行株式会社	登録金融機関 東海財務局長(登金)第8号	日本証券業協会
株式会社三十三銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号	日本証券業協会
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第110号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	日本証券業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長(金商)第75号	日本証券業協会
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1977号	日本証券業協会
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	日本証券業協会
株式会社北洋銀行	登録金融機関 北海道財務局長(登金)第3号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本投資顧問業協会
株式会社三菱UFJ銀行 (インターネットバンキング専用)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第33号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人日本投資顧問業協会
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第611号	日本証券業協会
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本投資顧問業協会
リテラ・クリア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第199号	日本証券業協会
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	日本証券業協会
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長(金商)第1号	日本証券業協会
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本投資顧問業協会
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第633号	日本証券業協会
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関 関東財務局長(登金)第10号	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

※販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によっては、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせ下さい。

ご留意いただきたい事項

- ・当資料は、マニライフ・インベストメント・マネジメント株式会社(以下「当社」といいます。)が作成した販売用資料です。
- ・お申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断下さい。
- ・投資信託は、預金等や保険契約と異なり、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、預貯金と異なり元本や利回りの保証はありません。銀行等の登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- ・当資料は信頼できると判断した情報に基づいておりますが、当社がその正確性、完全性を保証するものではありません。
- ・当資料の記載内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更される場合があります。
- ・当資料のいかなる内容も将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。
- ・当資料の一部または全部について当社の事前許可なく転用・複製その他一切の行為を行うことを禁止させていただきます。
- ・当資料に記載された個別の銘柄・企業名は参考情報であり、当社がこれらの銘柄について取得勧誘や売買推奨を行うものではありません。また、将来の組入れを示唆または保証するものではありません。
- ・当資料で使用している指数等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。
- ・当資料に記載された見解・見通し・運用方針は作成時点における当社の見解等であり、将来の経済・市場環境の変動等を示唆・保証するものではありません。